

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	犬等の死体の引渡しに関する許可申請
概 要	狂犬病予防法では、わが国において狂犬病の流行と蔓延を防止し、撲滅し、公衆衛生の向上に寄与することを目的としており、犬の登録、狂犬病の予防注射、鑑札と狂犬病予防注射済票の犬への装着を犬の所有者に義務付けるとともに、野犬の捕獲と輸入検疫について通常時の措置として規定されています。また、狂犬病にかかった犬等やその疑いのある犬等またはこれらの犬等にかまれた犬等を診断または検死した獣医師には、緊急時の措置として、保健所長に届け出ることが義務付けられています。また、同時にその犬等は、人や他の動物への感染を防ぐため、診察等した獣医師か、その所有者が隔離しなければなりません。その隔離した犬が死亡した場合、狂犬病の検査をするため狂犬病予防員に引き渡さなければなりません。しかし、狂犬病予防員が許可した場合、あるいは引取りを必要としない場合は、引渡しを免除されます。
根拠法令等 及び条項	狂犬病予防法第12条
審査基準	狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等が死亡した場合で、狂犬病予防員が許可した場合
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	2日
提出先	犬の所在地の区役所保健福祉課
提出時期	狂犬病に罹患（疑い含む）した犬等が死亡した場合
提出方法	書面による申請
手数料	なし
相談窓口	犬の所在地の区役所保健福祉課
ホームページ	
備 考	